

三種町内業者用

令和5・6年度三種町建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

三種町が発注する建設工事にかかる競争入札等に参加を希望する方は、次の事項に留意のうえ申請書を提出してください。

なお、三種町小規模修繕等契約希望者名簿と重複して登録を受けることはできません。

1、資格要件

次のいずれかに該当する方は、三種町に対して業者登録申請を行うことができませんので、ご了承ください。

1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者

※地方自治法施行令第167条の4に該当する者」とは以下の者を指します。

ア) 契約を締結する能力がない者又は破産者で復権を得ない者

イ) 次に該当する事実があつてから2年が経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

a) 故意に契約の履行を粗雑に行ったり、品質や数量に関して不正行為をした者

b) 入札等の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

c) 落札者の契約締結又は契約者の契約の履行を妨げた者

d) 公共発注機関職員が行う監督や検査の職務執行を妨げた者

e) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

f) 上記a)～e)に該当してから2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者

3) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。ただし、町長が入札参加資格があると認める者は、この限りでない。

4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

5) 税の滞納が認められる者

2、申請書受付期間

・令和5年2月1日から令和5年3月20日までとする。

・午前8:30～午後5:15 (但し、土・日・祝祭日を除く)

※期間を過ぎての随時受付はいたしません。期間内に忘れず申請してください。

なお、格付変更に伴う格上げの変更については、中間年(R6.4月)に受付ます。

3、審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了日（決算日）です。

4、受付場所（提出先）

〒018-2401

秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8

三種町役場 建設課管理係

Tel 0185-85-4820 Fax 0185-72-1536

（申請書宛名） 「 三種町長 田川 政 幸 宛 」

5、提出方法

- (1) 申請書の提出方法は、三種町役場建設課へ持参か郵送又は宅配です。
- (2) 申請書の部数は1部です。
- (3) 申請書の編集方法は、A4版紙ファイルへの綴じ込みとし、ファイルの表紙及び背に商号又は、名称を必ず記載してください。

6、有効期間

令和5年5月1日～令和7年4月30日まで（2年間）

7、提出書類 別表1・別表2参照

三種町内業者： 町独自様式 （様式1～11までは別紙のとおり）

8、登録及び格付け工種等級区分

1) 登録

登録は三種町内業者、秋田県内業者、秋田県外業者に分けて登録する。

- ① 三種町内業者とは、三種町建設工事等指名競争入札事務要領第2条に該当するもので、三種町内に主たる営業所等（以下「本店」という。）又は、従たる営業所等（以下「支店」という。）を有する者
尚、支店の場合は、商業登記簿謄本及び建設業許可申請書（別表）で町内の営業所が確認できることと、本店代表者から支店代表者に入札契約等の権限を委任していなければなりません。
- ② 秋田県内業者とは、①以外で秋田県内に本店又は支店を有する者
- ③ 秋田県外業者とは、秋田県外に本店又は支店を有する者
- ④ 本店と支店の2重登録はできません。

2) 等級格付け

三種町建設工事入札制度実施要綱により、次の15工種について、等級格付けを行います。

工種		等級区分				
1	一般土木工事	A	B	C	D	E
2	法面工事	A	/	/	D	E
3	建築一式工事	A	B	C	D	E
4	電気工事	A	B	/	D	E
5	給排水暖冷房衛生設備工事	A	B	/	D	E
6	鋼構造物工事	A	B	/	D	E
7	ほ装工事	A	B	/	D	E
8	一般塗装工事	A	B	/	D	E
9	路面標示工事	A	/	/	D	E
10	機械器具設置工事	A	/	/	D	E
11	電気通信工事	A	/	/	D	E
12	造園工事	A	B	/	D	E
13	さく井工事	A	/	/	D	E
14	水道施設工事	A	/	/	D	E
15	解体工事	A	/	/	D	E

上記以外のその他工種については、登録はしますが格付けはしません。

3) 資格審査結果の通知

審査結果通知の発送は、5月1日を予定しています。

9、個人住民税の特別徴収について

三種町建設工事等指名競争入札事務要領第2条(1)のイ及び(2)のイで「町内業者の定義」として、**「三種町町税条例第43条の規定による町民税の特別徴収を行っている者」**と規定しています。これは地方税法第321条の4の規定に基づき、「給与支払が1ヶ月ごとではなく不定期である等の場合や特別な事情により特別徴収を行うことが適当でないと判断される場合を除き、給与支払者は特別徴収を行わなければならない」とされているからです。該当する事業所は特別徴収義務者の指定を税務課で受けるようお願いいたします。(個人事業者の場合は特別徴収をしていただく必要はありませんので、不明な場合は税務課賦課係 0185-85-4828 まで問い合わせください)

10、その他

1) 建設業者等級格付け名簿は、公表します。

(工種、等級格付、会社名、代表者名)

2) 格付け後においても税金等の未納・滞納が確認された場合は指名業者として選定されませんのでご注意ください。(指名審査の際、会社及び代表者の納税状況及び特別徴収事業所の確認を行います。)

3) 経営事項審査を受けていない者については、経営事項審査を受けることをお勧めいたします。

4) 格付け後、申請内容に変更がある場合は、変更の届出が必要になります。

- 5) 申請後、法改正等何らかの理由で、今回提出していただいた書類以外の書類提出を求める場合がありますので、その際は何卒ご協力ください。
- 6) 平成25年度から、応募型指名競争入札を導入しています。新たに公募する工事は、毎週火曜日(休日の場合は翌日)に役場専用掲示板と三種町ホームページで公募します。対象工事がありましたら公募文をご覧ください、応募くださるようお願いいたします。

別表1 (町内に主たる営業所(本店)を有するもの)

	書類名	様式 番号等	1、 秋田県の 等級格付 業者	2、 1以外で、 経営事項 審査を受 けている 業者	3、 2以外で、 経営事項 審査を受 けてない 業者
1	三種町建設工事入札参加資格審査申請書	様式1	○	○	○
2	完成工事高計算表(直前2又は3年) (様式記載工種を申請する場合必要)	秋 田 県 様 式 で も 可	様式 1-2	△	△
3	完成工事の内訳明細書 (基準決算期分)		様式2	○	○
	(前期分)		様式 2-1	○	○
	(前々期分) 3年の場合のみ	様式 2-2	○	○	
4	技術職員の名簿	様式3	○	○	○
5	技術職員以外の職員名簿	様式4	○	○	○
6	役員等調書	様式5	○	○	○
7	誓約書	様式6	○	○	○
8	使用印鑑届	様式7	○	○	○
9	建設業の許可通知書	写し	○	○	○
10	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知 書(審査基準日が最新のもの)	写し	○	○	×
11	秋田県の建設工事入札参加資格審査結果に ついて(通知 R3・4年度登録分)	写し	○	×	×
12	法人の場合にあつては商業登記簿謄本、 個人の場合にあつては身分証明書	写し可	○	○	○
13	町税の納税証明書(納期到来の未納がないこと) 法人の場合は、会社に係る納税証明書 個人の場合は、本人に係る納税証明書	写し可	○	○	○
14	法人の場合は、 「法人税」と「消費税及び地方消費税」の未 納税額のない旨の証明書(その3の3) 個人の場合は、 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」 の未納税額のない旨の証明書(その3の2)	写し可	○	○	○
15	県税納税証明書(県税全般に滞納がない旨の 証明書)	写し可	○	○	○
16	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	写し	△	△	△
17	技術者の資格を証明するもの(合格証、免許 証、卒業証明書、実務経験証明書等)	写し	×	×	○
18	社会保険料納入確認書(直近2年間分の健康 保険料及び厚生年金保険料の納入確認書)	写し可	×	×	△
19	雇用保険の加入を証明する書類(R3・4年度 分の納付済証明書等)	写し可	×	×	△
20	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 義務がないことの申出書	様式11	×	△	△

【注意事項】 「○」必ず提出、「△」該当の場合提出、「×」不要

公的機関が発行する証明書類は、申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限り、
身分証明書は住民票等発行機関で発行できます。但し、本人申請以外の場合は委任状が必要です。
市町村税の納税証明書は、税務担当課で発行できます。本人申請以外の場合は委任状が必要です。
消費税及び地方消費税の滞納のない証明書は、税務署で発行となります。
県税に係る徴収金について未納のない旨の証明書は県税事務所で発行となります。
建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写しは加入者のみです。
社会保険料納入確認書は、年金事務所又は健康保険組合等で発行された証明書とします。
雇用保険の加入を証明する書類は、労働局又は労働保険事務組合等で発行された証明書とします。

別表2 (町内に従たる営業所(支店)を有するもの)

	書類名	様式 番号等	1、 秋田県の 等級格付 業者	2、 1以外で、 経営事項 審査を受 けている 業者	3、 2以外で、 経営事項 審査を受 けてない 業者
1	三種町建設工事入札参加資格審査申請書	様式1	○	○	○
2	完成工事高計算表(直前2又は3年) (様式記載工種を申請する場合必要)	様式 1-2	△	△	△
3	完成工事の内訳明細書 (基準決算期分)	様式2	○	○	○
	(前期分)	様式 2-1	○	○	○
	(前々期分) 3年の場合のみ	様式 2-2	○	○	○
4	技術職員の名簿	様式3	○	○	○
5	技術職員以外の職員名簿	様式4	○	○	○
6	役員等調書	様式5	○	○	○
7	誓約書	様式6	○	○	○
8	使用印鑑届	様式7	○	○	○
9	建設業の許可通知書	写し	○	○	○
10	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知 書(審査基準日が最新のもの)	写し	○	○	×
11	秋田県の建設工事入札参加資格審査結果に ついて(通知) R3・4年度登録分	写し	○	×	×
12	法人の場合にあつては商業登記簿謄本、 個人の場合にあつては身分証明書	写し可	○	○	○
13	町税の納税証明書(納期到来の未納がないこと) 法人の場合は、会社に係る納税証明書 個人の場合は、本人に係る納税証明書	写し可	○	○	○
14	法人の場合は、 「法人税」と「消費税及び地方消費税」の未 納税額のない旨の証明書(その3の3) 個人の場合は、 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」 の未納税額のない旨の証明書(その3の2)	写し可	○	○	○
15	県税納税証明書(県税全般に滞納がない旨の 証明書)	写し可	○	○	○
16	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	写し	△	△	△
17	技術者の資格を証明するもの(合格証、免許 証、卒業証明書、実務経験証明書等)	写し	×	×	○
18	社会保険料納入確認書(直近2年間分の健康 保険料及び厚生年金保険料の納入確認書)	写し可	×	×	△
19	雇用保険の加入を証明する書類(R3・4年度 分の納付済証明書等)	写し可	×	×	△
20	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 義務がないことの申出書	様式11	×	△	△
21	建設業許可申請書 (建設業法施行規則 様式第1号 別紙一、二)	写し	○	○	○
22	使用人数(建設業法施行規則 様式第4号)	写し	○	○	○
23	専任技術者証明書 (建設業法施行規則 様式第8号)	写し	○	○	○
24	契約締結等に関する委任状	様式8	○	○	○
25	営業所等一覧表	様式9	○	○	○
26	三種町内に有する支店に関する職員名簿	様式10	○	○	○

※太枠内が、別表1に追加して提出する様式です。【注意事項】があります。別表1(P5)を参照してください。